

議案第9号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「50万円」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「書類」の右に「の提示を求められた場合においては、これ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額と減額基準を改正しようとするもの。また、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概要】

○国民健康保険税の課税限度額

課税区分	改正前	改正後
基礎（医療）分	5 4 万円	5 8 万円
後期高齢者支援金分	1 9 万円	改正前と同じ
介護納付金分	1 6 万円	改正前と同じ
合 計	8 9 万円	9 3 万円

○国民健康保険税の軽減判定所得基準

軽減割合	改正前	改正後
5 割軽減	$33 \text{ 万円} + \frac{2.7 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}} \times$ (被保険者数)以下	$33 \text{ 万円} + \frac{27.5 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}} \times$ (被保険者数)以下
2 割軽減	$33 \text{ 万円} + \frac{4.9 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}} \times$ (被保険者数)以下	$33 \text{ 万円} + \frac{5.0 \text{ 万円}}{\text{(被保険者数)}} \times$ (被保険者数)以下

○国民健康保険事業費納付金制度の新設による規定の見直し

平成 30 年度からの国保都道府県化に伴い、国民健康保険事業費納付金制度が新設されるため、国保税課税額を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用として規定するもの。